

調理師の皆様へ！

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師の方は、調理師法に基づき、**調理師業務従事者届**を出しましょう

○届出の必要な調理師

次のところで調理の業務に従事している調理師

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、 その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業の施設

○届出先

勤務地を所管する各保健所・各保健所支所内の**各食品衛生協会**
(裏面を参照)

○届出期限

令和2年12月31日現在の状況を令和3年1月15日までに届出

従事調理師	届 出	
	各食品衛生協会にて受理	

令和3年1月15日までに

詳しくは、裏面の一般社団法人岡山県食品衛生協会及び各食品衛生協会(各保健所・各保健所支所内)又は岡山県保健福祉部生活衛生課にお問い合わせください。

岡山県・岡山市・倉敷市・保健所
(一社)岡山県食品衛生協会